

11 相互応援協定等に関する資料

【相互応援協定等一覧表】

■ 県外市町村

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-1	災害時相互応援協定書	石川県七尾市	平成9年5月14日
11-2	災害時相互応援協定書	長野県飯山市	平成9年5月19日
11-3	災害時相互応援協定書	新潟県十日町市	平成9年5月21日
11-4	災害時相互応援協定書	愛知県知立市	平成25年2月7日

■ 情報交換

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸整備局	平成23年3月1日

■ 消防・救急救助等

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-6	富山県市町村消防相互応援協定	県内市町村	昭和44年2月7日
11-7	船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部他9市町	昭和48年5月17日
11-8	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書	黒部市／滑川市	昭和58年12月2日
11-9	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書	富山県LPガス協会魚津支部 北陸電力(株)魚津営業所	昭和63年1月28日
11-10	富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	平成16年4月1日
11-11	携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書	県内市町村	平成17年12月1日

■覚書

覚書名		締結団体等	締結年月日
11-12	海難救助活動に関する覚書	滑川市・黒部市・入善町・朝日町	平成7年12月13日
11-13	災害等の相互応援給水に関する覚書	黒部市	平成9年4月1日
11-14	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	西日本旅客鉄道(株)金沢支社 日本貨物鉄道(株)金沢支店	平成18年9月30日
11-15	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山地方鉄道(株)	平成19年2月13日
11-53	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山市消防局、高岡市消防本部、射水市消防本部、富山県東部消防組合本部、新川地域消防本部、あいの風とやま鉄道株式会社	平成27年2月6日

■企業・関係機関等

協定名		締結団体等	締結年月日
11-16	災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書	市内郵便局	平成9年11月13日
11-17	災害時における応急対策業務に関する協定書	魚津建設業協会	平成14年2月27日
11-18	災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	魚津市農業協同組合	平成14年2月27日
11-19	魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定	(株)新川インフォメーションセンター	平成17年11月2日
11-20	災害時等における応急活動の協力に関する協定書	魚津市管工事業協同組合	平成18年3月31日
11-21	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)コメリ災害対策センター	平成18年12月1日
11-22	災害時における情報収集及び伝達に関する協定	(社)日本アマチュア無線連盟魚津クラブ	平成19年6月26日
11-23	災害時における救援物資提供に関する協定	北陸ココ・コーラボトリング(株)	平成19年6月26日
11-24	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)大阪屋ショップ	平成19年10月11日
11-25	市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定	魚津市電設協会	平成19年11月16日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-26	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	(社)富山県エルピーガス協会魚津支部	平成19年11月16日
11-27	災害時における応急対策活動に関する協定書	(財)北陸電気保安協会	平成21年4月21日
11-28	災害時における飲料水の供給に関する協定書	サントリーフーズ(株) 北陸ペプシコーラ販売(株)	平成21年5月26日
11-29	災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)斜面防災対策技術協会富山県支部	平成23年9月1日
11-30	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	平成23年9月1日
11-31	災害時における応援業務に関する協定	(社)富山県測量設計業協会	平成23年9月1日
11-32	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(富山県協定)	(株)壺番屋 (株)モスフードサービス (株)吉野家 (株)オートバックスセブン (株)サークルKサンクス (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)デイリーヤマザキ (株)ファミリーマート (株)ポプラ	平成23年11月8日
11-33	災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書(富山県協定)	富山県石油商業組合	平成23年11月8日
11-34	災害時等の応援に関する協定書(富山県協定)	(株)北陸銀行	平成24年2月1日
11-35	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医社)ホスピエー	平成24年4月9日
11-36	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福)新川老人福祉会	平成24年4月9日
11-37	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福)海望福祉会	平成24年4月9日
11-38	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(富山県協定)	富山県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	平成24年12月4日
11-39	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(富山県協定)	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成24年12月20日

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-40	災害時における行政書士業務に関する協定書 (富山県協定)	富山県行政書士会	平成25年2月5日
11-41	災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書 (富山県協定)	社団法人富山県柔道整復師会	平成25年2月5日
11-42	大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書 (富山県協定)	社団法人富山県ビルメンテナンス協会	平成25年2月19日
11-43	災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書 (富山県協定)	一般社団法人富山県エルピーガス協会	平成25年7月23日
11-44	災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書	㈱東芝北陸支社 東芝プラントシステム㈱北陸支店 東芝電機サービス㈱北陸支店	平成25年7月26日
11-45	災害時の医療救護に関する協定書 (富山県協定)	公益社団法人富山県看護協会	平成26年12月25日
11-46	災害時の歯科医療救護に関する協定書 (富山県協定)	一般社団法人富山県歯科医師会	平成26年12月25日
11-47	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	魚津市社会福祉協議会	平成27年3月11日
11-48	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団信和会	平成27年3月11日
11-49	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	ユニー株式会社アピタ魚津店	平成27年7月17日
11-50	災害時における生活必需品の調達に関する協定	株式会社パロー	平成27年7月17日
11-51	災害時における物資の供給に関する協定書	アクシアル リテイリング株式会社	平成27年7月17日
11-52	災害時における接骨師会支援活動協定書	魚津市接骨師会	平成27年10月29日

11-54	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	平成28年11月1日
11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県構造物構造物解体	平成28年11月16日
11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定書	魚津タクシー協会	平成29年2月2日

11-1 災害時相互応援協定書（石川県七尾市）

七尾市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 救援活動
- (2) 給水活動
- (3) 行政事務活動
- (4) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (5) 児童生徒の一時入学受入れ業務
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請をされた業務

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。
- 3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 七尾市防災主管課長
- (2) 魚津市防災主管課長

（情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあつては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年5月14日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月14日

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市長 石 垣 宏

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 石 川 精 二

11-2 災害時相互応援協定書（長野県飯山市）

飯山市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 救援活動
- (2) 給水活動
- (3) 行政事務活動
- (4) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (5) 児童生徒の一時入学受入れ業務
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請をされた業務

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。
- 3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 飯山市防災主管課長
- (2) 魚津市防災主管課長

（情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものと

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあつては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費は被災市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、被災市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年5月19日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月19日

長野県飯山市大字飯山1110番地1号
飯山市長 小山 邦武

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 石川 精二

11-3 災害時相互応援協定書（新潟県十日町市）

十日町市と魚津市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員等」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 救援活動
- (2) 給水活動
- (3) 行政事務活動
- (4) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (5) 児童生徒の一時入学受入れ業務
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請をされた業務

（応援要請の手続き）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、通信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要する事由
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（応援活動）

第3条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。
- 3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 十日町市防災主管課長
- (2) 魚津市防災主管課長

（情報の交換）

第5条 両市は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を交換するよう努めるものとする。

する。

(指揮権)

第6条 応援活動に従事する応援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(応援活動に対する便宜供与)

第7条 被災市にあつては、応援活動に従事する応援職員等が行う応援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費は応援市の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給又は応援職員等への宿泊及び給食等は、被災市が現物又はその費用を負担する。
- (3) その他前各号に定めのない費用については、両市が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員等が応援活動中又は被災市への出勤及び帰路途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員等が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成13年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1ヶ月前までに、協定市のいずれからも異議の申し出がなければ、更に3年間延長することとし、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成9年5月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年5月21日

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市長 本田 欣二郎

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 石川 精二

11-4 災害時相互応援協定書（愛知県知立市）

魚津市と知立市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において、被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- （4）応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に対し速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動する

ものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月7日

魚津市積迎堂一丁目10番1号 魚津市長 澤崎 義敬

知立市広見三丁目1番地 知立市長 林 郁夫

(立会人)

魚津市積迎堂一丁目10番1号 魚津市議会議長 廣田 俊成

(立会人)

知立市広見三丁目1番地 知立市議会議長 池田 滋彦

11-5 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省北陸地方整備局）

国土交通省北陸地方整備局（以下「甲」という。）と、魚津市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 魚津市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 魚津市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

新潟県美咲合同庁舎1号館

国土交通省北陸地方整備局長 前川 秀和

乙 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

11-6 富山県市町村消防相互応援協定（県内市町村）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防の相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

（協定の適用範囲）

第2条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく災害対策本部が設置される以前の事態に適用する。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 大規模な災害事故における救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他の災害に際し、防ぎよに必要な人員及び資器材の援助

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町村長（以下「応援要請者」という。）は、応援側の市町村長（以下「応援者」という。）に次の事項を連絡のうえ、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊員数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資器材の種別及び数量
- (5) 応援の場所並びに誘導員の配置場所
- (6) その他必要な事項

2 応援要請者は、事後速やかに前項各号について文書をもって応援者に提出しなければならない。

（応援の方法）

第5条 応援要請を受けた場合、応援者はそれぞれの区域内の警備に支障のない範囲において、必要な応援をしなければならない。

2 応援は原則として要請によるものとする。ただし、隣接地域に発生した火災について、応援者が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 火災以外の災害に対する応援は、前2項に準ずる。

（応援出動の通報）

第6条 応援者は、要請に基づき応援出動する場合は、次の事項を応援要請者に通報しなければならない。

- (1) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (2) 応援隊の長の職、氏名
- (3) 資器材の種別及び数量
- (4) 出動時刻
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定は、前条第2項ただし書きの場合に準用する。

(応援隊の誘導)

第7条 応援要請者は、応援隊の到着場所に誘導員を置き、応援隊の誘導を行わなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮者は、消防組織法第24条の4の規定に基づくほか次による。

(1) 指揮者は、応援要請市町村の消防長又は消防団長とする。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 応援隊の長は、現場到着及び活動の状況等を前項の指揮者に報告しなければならない。

(情報の収集、通報)

第9条 協定者は、情報の収集に努め、相互に連絡しなければならない。

(応援経費)

第10条 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。ただし、特別なものについては、関係当事者の協議により決定する。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援者の負担とする。

(2) 応援者が、災害地において調達したものの経費は応援要請者の負担とする。

2 応援隊員に対する災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）の規定に基づき処理するものとする。

3 消防作業に従事した者に対する災害補償は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づき応援要請者において行うものとする。

4 賞じゅつ金の支給については、協定市町村が制定する関係条例等の規定に基づき応援要請者が応援者と協議のうえ処理するものとする。

5 現場において応援業務に従事中、第三者に加えた人的、物的損害補償は、応援要請者において行うものとする。

(運用細目)

第11条 この協定の運用は、別に定める富山県市町村相互応援協定細目による。

(協定の改正)

第12条 協定者が、この協定の改正を行う必要があると認めるときは、協議するものとする。

(協定の証)

第13条 この協定の成立を証するため協定者は本書1通を作成し、記名捺印のうえ、富山県知事に保管を委託するとともにその写を各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和44年3月7日から効力を発する。

上記のとおり協定する。

11-7 船舶火災の消火活動に関する業務協定（伏木海上保安部他9市町）

船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、伏木海上保安部と富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）消防機関が協力し、円滑に消火活動を行うため、両者は次のとおり協定を締結する。

（区域）

第1条 この協定の区域は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸水域（港湾及び漁港を含む。）とする。

（消火活動の担任区分）

第2条 ふ頭岸壁等にけい留された船舶、上架及び入渠中における船舶の消火活動は主として関係の消防機関が担任するものとし、伏木海上保安部はこれに協力するものとする。

2 上記以外の船舶の消火活動は主として伏木海上保安部が担任するものとし、関係の消防機関はこれに協力するものとする。

（原因等の調査）

第3条 船舶火災の原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、伏木海上保安部と関係の消防機関がその都度協議して行うものとする。

（資料等の交換）

第4条 法令に定めるもののほか、入港船舶の消防法及び港則法上の危険物積載の状況、消防資器材の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（船舶火災の通報）

第5条 伏木海上保安部又は関係の消防機関は、船舶火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（事後通報）

第6条 伏木海上保安部または関係の消防機関が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（経費の負担区分）

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における負担は、伏木海上保安部と関係の消防機関が、その都度協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、以後協定期間満了の日1か月前までに両者の一方から協定終了の申出がなされないときは、この協定は引続き順次3年間有効期間を更新するものとする。

なお、この協定の有効期間内であっても、特殊な事情により改訂の必要を認めた場合は、両者が協議のうえ、本協定を改訂することができるものとする。

この協定の証として、協定者は本書11通を作成し、記名押印のうえ、各1通を所持するとともに、残り1通を富山県知事に保管を委託するものとする。

昭和48年5月17日

伏木海上保安部長	林 藤 吉 常
富山市長	改 井 秀 雄
高岡市長	堀 健 治
新湊市長	内 藤 友 明
魚津市長	清 河 七 良
氷見市長	堀 埜 豊 一
滑川市長	黒 田 松 次
黒部市長	寺 田 初 夫
入善町長	柚 木 榮 吉
朝日町長	中 川 雍 一

11-8 高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書

(黒部市／滑川市)

魚津市及び黒部市（以下「協定市」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、それぞれの区域にかかる高速自動車国道北陸自動車道（以下「高速道路」という。）における消防及び救急の業務に関する応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、高速道路において火災又は救急事故（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市相互間の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市の長は、原則として当該協定市の区域内における災害発生地市の長から応援を求められた場合は、応援を求められた協定市に属する消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を速やかに出動させるものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する市の消防機関が高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、別表に掲げる区分により災害の発生地に対し応援のため、消防隊等を出動させるものとする。

(指揮)

第3条 応援のため出動した消防隊等の指揮は、応援を受けた市（以下「受援市」という。）の長が行うものとする。

2 前項の規定により難しい場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長が指揮するものとし、応援市が2以上にわたる場合は、先着応援市の長がこれを行うものとする。

(出動区域)

第4条 応援市の出動区域は、原則として別表のとおりとする。

2 受援市は、応援市の消防隊等に積極的に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援のため必要とする経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、機械用燃料その他の消耗資材、消防隊等の隊員（以下「隊員」という。）の諸手当及び被服等に要する諸経費は、応援市の負担とする。ただし、消費した消火薬剤並びに応援が長期間にわたった場合における現地での補給燃料及び隊員の給食のために要した経費は受援市の負担とする。

(2) 隊員の公務災害補償及び賞じゅつ金のために要する経費は応援市の負担とする。

(3) 応援市が、応援出動中に消防機械器具に重大な損傷を生じた場合又は建物、施設若しくは一般人等に損害を与えた場合における損害賠償又は損失補償は、その都度受援市と協議して定めるものとする。

(情報交換)

第6条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な情報を交換するものとする。

(委任)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議して定

めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市で協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、昭和58年12月13日から昭和59年12月12日までとする。

2 有効期間満了の1箇月前までに、協定市のいずれからもこの協定の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

3 この協定の有効期間中であっても、協定市が協議のうえ、これを改廃することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

昭和58年12月2日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 清 河 七 良

富山県黒部市三日市725番地
黒部市長 荻 野 幸 和

昭和58年12月2日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 清 河 七 良

富山県滑川市寺家町104番地
滑川市長 宮 崎 進 策

11-9 ガス爆発事故等防止対策に関する協定書

(富山県LPガス協会魚津支部・北陸電力株式会社魚津営業所)

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、第2条に規定する関係各機関相互の連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協定し、現場活動の円滑化を図り、被害を最小限に止めることを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定は、次に掲げる各機関（以下「協定機関」という。）相互間において締結するものとする。

- (1) 魚津市消防本部
- (2) 富山県LPガス協会魚津支部（株式会社丸八）
- (3) 北陸電力株式会社魚津営業所

(協定の対象とする事故等)

第3条 この協定の対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報があったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) 故意によるガス放出事故
- (5) その他、関係機関の対応を必要とする事故

(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）における関係機関の任務分担は次のとおりとする。

- (1) 火災警戒区域又は消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定
消防機関は、地域住民等に対する危険防止のため火災警戒区域等の設定を行う。
- (2) ガス検知活動
ア 第2条第2号に掲げる協定機関（以下「ガス事業者等」という。）が行うことを原則とする。
イ 消防機関は、火災警戒区域の設定に必要なガス検知活動を行うものとする。
- (3) 避難の指示
消防機関は、関係行政機関と緊密な連携のもとに、火災警戒区域内にある住民に対し適切な避難の指示をするものとする。
- (4) ガスのしゃ断等
ア ガス事業者等がしゃ断することを原則とする。
イ 消防機関がガス事業者等より先に現場に到着し、ガス事業者等が未到着の場合等で、消防機関が爆発等の二次災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、消防機関がガスのしゃ断装置等の操作を行うことができるものとする。
- (5) 電気の供給しゃ断等
北陸電力株式会社魚津営業所（以下「北陸電力」という。）が行うものとする。

(6) 救助、救出活動

消防機関及び関係行政機関が協力して行うものとする。

(7) 漏えいガス、滞留ガスの処理

ガス事業者等が行うことを原則とする。

(8) 現場広報

協定機関は、それぞれの任務分担に応じた現場広報を行うものとする。

(通報の取扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者からの通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に電話等で通報をするものとする。ただし、ガス事業者等が覚知した場合で当該ガス漏れ事故等に対して、ガス事業者等が独自で処理できると判断したときは、通報しないことができる。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等を覚知し、又は通報を受けた関係する協定機関は、直ちに出動するものとする。

2 各協定機関の出動体制は、第4条に定めるそれぞれの任務分担に応じ、この協定に定める現場の活動が有効、的確かつその責任を完遂できる体制とすること。

(現場本部の設置)

第7条 現場に到着した関係機関の責任者は、直ちに集合し、協議により必要に応じ現場付近にガス漏れ事故等現場本部（以下「現場本部」という。）を速やかに設置する。

2 現場本部が設置された場合は、消防の現場本部旗等により、その位置を標示するものとする。

(現場の協議)

第8条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、各協定機関は、任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

(1) 情報の処理に関すること。

(2) 火災警戒区域等の設定及び範囲に関すること。

(3) 救助、救出活動に関すること。

(4) 住民等に対する避難の指示の要否及び範囲に関すること。

(5) 住民等に対する火気使用制限等の広報に関すること。

(6) 電気の供給しや断要否及び範囲並びに電気しや断区域内の送電可否及び範囲に関すること。

(7) ガスのしや断の要否及び範囲に関すること。

(8) 漏えいガス、滞留ガスの処理に関すること。

(9) 建物等への進入方法に関すること。

(10) その他必要な事項

2 現場本部が設置されていない場合においては、消防の現場最高指揮者を中心に協議して、必要な措置をとるものとする。

(現場の活動)

第9条 協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、それぞれの現場活動を行うものとする。

(1) 火災警戒区域等の範囲設定

火災警戒区域の設定は、原則として次のとおりとする。ただし、必要に応じて設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア 地下街等

当該地下街等全体及びその地上部分にあつては、ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

イ その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

(2) ガス検知活動

ア ガス事業者等及び消防機関はガス検知活動を行う場合は、相互に緊密な連携を保ち、迅速かつ的確に行うものとする。

イ ガス爆発危険区域は、おおむねガス爆発下限界の30パーセント以上のガス濃度の区域とし、当該濃度のガスを検知した場合は、直ちに現場本部に報告し、必要な措置をとるものとする。

(3) ガス事業者等によるガスのしゃ断又は修理等

ガス事業者等は、事故の内容によりガスのしゃ断又はガス漏れ箇所等の検索及び修理等の必要な作業を迅速かつ的確に行うものとし、ガスしゃ断の状況及びしゃ断の範囲を現場本部に報告しなければならない。

(4) 消防機関によるガスのしゃ断

消防機関が緊急やむ得ずガスのしゃ断を行ったときは、現場に到着したガス事業者等にしゃ断等の措置の内容を説明し、ガス事業者等はしゃ断等の状況の再確認をするほか、事後の処置等を引き継ぐものとする。

(5) 北陸電力による電気の供給しゃ断等

北陸電力は、現場本部又は協定機関の指示・要請により、現場の電気の供給しゃ断及び同しゃ断区域内で災害発生のおそれがなく送電可能となった区域の送電作業を迅速かつ的確に行うものとする。ただし、電気の供給しゃ断により重大な影響を受ける施設（病院等）の有無について留意するものとする。

(6) 自家用電気工作物内の電気のしゃ断

現場において電気事業法第60条第2項に定める自家用電気工作物内の電気のしゃ断を必要とする場合は、現場本部から当該自家用電気工作物の設置者に、電気のしゃ断を指示するものとする。ただし、設置者からのしゃ断要請を受けた場合、又は設置者にしゃ断指示が不能の場合でしゃ断に緊迫を要する場合は、現場本部又は協定機関の指示・要請により北陸電力がしゃ断の作業を行うものとする。

(7) 情報の収集、処理

収集された情報の処理は、現場本部において協定機関の現場の責任者で協議し処理するものとする。

(8) 避難の指示

避難の指示は、ガス事業者等と緊密な連携を保ち、特にガス爆発危険区域内の住民等を最優先に行うものとする。

(9) 救助、救出活動の協力

消防機関は、関係行政機関と緊密な連絡のもとに救助・救出活動を行うものとする。

(10) 漏えいガス、滞留ガス処理の協力

現場に出動した協定機関は、緊密な連絡を保ち、ガス事業者等が行う漏えいガス、滞留ガスの排除活動に協力するものとする。

(事後の処理)

第10条 現場本部又は出動した協定機関の協議により、災害発生のおそれがなくなつたと認めた場合における事後措置は、第4条に定める任務分担の機関が次の各号により行うものとする。

(1) 火災警戒区域等の解除

消防機関は、速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) ガスの再供給

ガス事業者等は、ガス使用等に対する必要事項の周知及び個別点検等二次災害発生の防止措置を講じたうえでガスしゃ断後のガス供給再開を行うものとする。

(3) 電気の再供給

北陸電力は、電気再供給に関する必要な措置を講じたうえで、電気しゃ断後の供給再開を行うものとする。

(協同訓練の実施)

第11条 協定機関は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練等を実施するものとする。

(連絡会議)

第12条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、それぞれ関係する協定機関相互で協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生)

第14条 この協定書は、昭和63年1月28日から効力を発するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため、協定書3通作成し協定機関がそれぞれ署名押印して各1通を保管する。

昭和63年1月28日

魚津市消防本部
消防長 清 河 七 良

富山県LPガス協会魚津支部
支部長 大 崎 利 男

北陸電力株式会社魚津営業所
所 長 魚 倉 哲 治

11-10 富山県消防防災ヘリコプター支援協定書（富山県）

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第18条の3第2項の規定により、富山県（以下「甲」という。）と魚津市（以下「乙」という。）とは、同条第1項の規定による消防の支援（以下「支援」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、組織法第18条の3第1項の規定により、甲がその所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を用いた乙に対する支援が、迅速かつ円滑に実施されるため、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき魚津市長（以下「市長」という。）が支援を要請することができる区域は、魚津市の区域とする。

（要請の基準）

第3条 この協定に基づく支援の要請は、組織法第1条に規定する消防の任務を乙が遂行する場合に行うものとする。

（要請の要件）

第4条 この協定に基づく支援の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、ヘリコプターの活動が必要と市長が判断するときに行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

（要請の方法）

第5条 市長は、富山県知事（以下「知事」という。）に対して、次に掲げる事項を明らかにして、支援の要請をするものとする。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害等の発生現場の気象状況
- (4) 災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

（航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定による支援の要請があったときは、災害等の状況及びヘリコプターの活動現場等の気象状況等を確認のうえ、支援の可否を決定し、市長にその旨を回答するものとする。

2 知事は、前条の規定による支援の実施を決定したときは、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

(要請前の派遣)

第7条 知事は、前2条の規定にかかわらず、魚津市に第4条各号に該当する事態が発生し、ヘリコプターの活動が必要と認めるときは、市長の要請が行われる前であっても、航空隊を派遣することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により航空隊を派遣したときは、市長に対して、その旨を速やかに通報するものとする。

(活動現場における連携)

第8条 第6条第2項及び前条第1項の規定により派遣される航空隊は、活動現場において、乙の消防機関と相互に密接に連携して行動するものとする。

(支援の中断等)

第9条 知事は、特別な事態が生じた場合は、支援を中断し、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、支援を受入れるためのヘリコプターの場外離着陸場の整備の経費その他支援に付随する経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 富山県知事 中 沖 豊

乙 魚津市長 石 川 精 二

11-11 携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書（県内市町村）

富山県の市町村は、携帯電話等による119番通報の対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県内における携帯電話又は自動車電話（以下「携帯電話等」という。）による119番通報に関し、電波の特性等の事由により管轄する市町村の区域以外からの携帯電話等による119番通報（以下「管轄外通報」という。）を受信する場合における処理その他必要な事項を定めるものとする。

（直接受信の例外）

第2条 舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で受信するものとする。

（転送等）

第3条 管轄外通報を管轄消防本部へ伝達する手段は、119番着信回線の転送を基本とする。ただし、転送が困難な状態となったときは情報聴取後の伝達とする。

2 前項ただし書の規定による伝達は、優先電話等によるものとし、次の事項を伝達するものとする。

- (1) 火災、救急、救助等の事故種別
- (2) 事故発生場所、事故概要
- (3) その他必要な事項

3 舟橋村の区域からの通報について、立山町消防本部以外の消防本部が受信した場合は、立山町消防本部に転送又は伝達するものとする。

（消防本部の責務）

第4条 各消防本部は、前条の規定による転送又は伝達を迅速に送受信できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定による転送又は伝達を行う消防本部は、当該転送又は伝達に係る消防事務を迅速かつ的確に処理するものとする。

（記録）

第5条 転送又は伝達が行われた場合には、相互の消防本部は、その記録を必要期間保存するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による転送及び伝達に使用する機器については、各消防本部がそれぞれ整備し、これに関する維持管理についても負担する。

2 転送及び伝達に係る通信経費は、転送を行った消防本部の負担とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、協定期間の終了する日までに、各消防本部からなんらかの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、必要に応じ協議して定めるものとする。

(前協定の失効)

第9条 携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書（平成11年5月18日締結）は、この協定締結の日以降その効力を失う。

(経過措置)

第10条 この協定締結の日から平成18年3月30日まで（以下「経過措置期間」という。）における第2条の適用については、「舟橋村の区域の通報については、立山町消防本部で」とあるのは「宇奈月町の区域の通報については黒部市消防本部で、舟橋村の区域の通報については立山町消防本部で」と読み替えるものとする。

2 経過措置期間における第3条第3項の適用については、「舟橋村」とあるのは「宇奈月町又は舟橋村」と、「立山町消防本部以外の」とあるのは、「黒部市消防本部又は立山町消防本部以外の」と、「立山町消防本部に」とあるのは「宇奈月町の区域からの通報については黒部市消防本部に、舟橋村の区域からの通報については立山町消防本部に」と読み替えるものとする。

この協定の成立を証するため本書15通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年12月1日

富山市長	森	雅	志
高岡市長	橋	慶	一郎
魚津市長	澤	崎	義敬
氷見市長	堂	故	茂
滑川市長	中	屋	一博
黒部市長	堀	内	康男
砺波広域圏事務組合管理者	安	念	鉄夫
小矢部市長	大	家	啓一
射水市長	分	家	静男
上市町長	伊	東	尚志
立山町長	大	辻	進
宇奈月町長	中	谷	延之
入善町長	米	澤	政明
朝日町長	魚	津	龍一
舟橋村長	金	森	勝雄

11-12 海難救助活動に関する覚書（滑川市、黒部市、入善町、朝日町）

魚津市が海難救助船を用いて行う、人命、船舶の救助活動及び消火活動等（以下「海難救助活動」という。）について、魚津市と滑川市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「関係市町」という。）が協力し、円滑に海難救助活動を行うため、関係市町は覚書を締結する。

（区域）

第1 この覚書は、関係市町それぞれの行政区域に属する沿岸海域（港湾を含む。）とする。

（海難救助活動の要請）

第2 魚津市は、関係市町に属する海域で火災又は事故が発生し、出動要請があったときは、海難救助船を現場に出動させることとする。

ただし、気象状況、その他の理由により出動できないときは、関係市町と協議する。

（原因等の調査）

第3 船舶火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、現場を管轄する市町の消防機関が行う。

ただし、管轄する市町が定かでない場合は、その都度関係する消防機関と協議する。

（事後通報）

第4 魚津市が他市町の管轄する海域において単独で海難救助活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を関係する市町に連絡するものとする。

（経費の分担）

第5 活動及び維持に要する経費の負担は、別に定める。

（資料等の交換）

第6 海難救助活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（その他必要事項）

第7 この覚書の他に必要な事項は、魚津市と関係市町が協議し定める。

（覚書の有効期間）

第8 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、関係市町のいずれからもこの覚書の改廃の意思表示がないときは、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成7年12月13日

魚津市長	石川	精二
滑川市長	澤田	寿朗
黒部市長	荻野	幸和
入善町長	柚木	春雄
朝日町長	魚津	龍一

11-13 災害等の相互応援給水に関する覚書（黒部市）

魚津市と黒部市は、災害その他非常の場合における災害対策連絡管による相互応援給水について、次のとおり覚書を取り交わす。

（応援給水の開始）

第1条 受水者（以下「甲」という。）は、災害その他により緊急に応援給水の必要が生じたときは、供給者（以下「乙」という。）に対し応援給水を依頼するとともに、水道法及び日本水道協会富山県支部水道災害相互応援要綱（以下「応援要綱」という。）の定めるところにより、富山県知事（以下「県知事」という。）及び日本水道協会富山県支部長（以下「県支部長」という。）に報告するものとする。

2 事故による応援給水の場合は、前項を準用する。（以下同様とする。）

3 乙は、甲から応援給水の依頼を受けたときは、速やかに対応措置を施し、甲乙相互連絡により乙の給水区域の給水に支障のない範囲において、応援給水を行うものとする。

（応援給水の管理）

第2条 応援給水に必要な器具及び施設の管理は、甲乙双方が行うものとする。

（器具の設置等）

第3条 応援給水を行うときは、原則として乙が量水器を取り付けるものとする。

2 甲乙双方の連絡バルブは、通常封印をしておくものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援経費の負担については、応援要綱第11条の定めるところによる。ただし事故による場合は、双方協議するものとする。

（応援給水終了の措置）

第5条 甲は、応援給水の必要がなくなったときは、速やかに乙及び県知事並びに県支部長に対しその旨を連絡するとともに、甲乙立ち会いのうえ、応援給水に要した器具の取り外しを行うものとする。

（連絡の窓口）

第6条 甲乙の応援給水に関する連絡窓口は、応援要綱別表第1に定める担当課とする。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間この覚書を継続するものとし、以後同様とする。

（細目事項）

第8条 この覚書に定めるもののほか必要な運用事項は、別に定めるものとする。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市水道事業

魚津市長 石川 精二

富山県黒部市三日市725番地

黒部市水道事業

黒部市長 荻野 幸和

11-14 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

(西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、日本貨物鉄道株式会社金沢支店)

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・魚津市消防本部・氷見市消防本部・滑川市消防本部・黒部市消防本部・砺波広域圏消防本部・小矢部市消防本部・入善町消防本部・朝日町消防本部）（以下「甲」という。）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止等を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成18年10月1日から実施する。

平成18年9月30日

(甲)

富山市消防局	消防局長	藪 腰	政 輝
高岡市消防本部	消防長	小 林	紀 孝
射水市消防本部	消防長	塚 本	廣 文

魚津市消防本部	消防長	澤田祥治
氷見市消防本部	消防長	脇清次
滑川市消防本部	消防長	石倉俊明
黒部市消防本部	消防長	谷口政芳
砺波広域圏事務組合	消防長	有若隆
小矢部市消防本部	消防長	伊藤正之
入善町消防本部	入善町消防長事務取扱	入善町長 米澤正明
朝日町消防本部	消防長	魚津龍一

(乙)

西日本旅客鉄道株式会社	金沢支社	安全対策室長	竹之内博
日本貨物鉄道株式会社	金沢支店	支店長	飯田聡

11-15 鉄道災害時の安全対策に関する覚書（富山地方鉄道株式会社）

富山地方鉄道本線・立山線・上滝線（以下「鉄道線」という。）沿線の消防機関（滑川市消防本部・魚津市消防本部・黒部市消防本部・立山町消防本部・上市町消防本部）（以下「甲」という。）と富山地方鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の線路敷を含む鉄道用地内及び沿線等（以下「鉄道沿線」という。）で、甲の出動を必要とする事故及び火災等（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動（以下「消防活動」という。）及び公共交通機関の輸送安全を確保するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するものとする。
- 2 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第1に定める。
- 3 乙が鉄道沿線で災害を認知した場合、甲への出動を要請する通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第2に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。

また、第1報の後、甲が到着するまでの間において、そのときに通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても同様とする。

- 4 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を甲に伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 5 甲は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙の鉄道沿線で災害が発生し、乙の施設または列車の運行に影響を生ずると判断した場合、乙に対し、別表第2に掲げる情報及び新たな情報を可能な限り通報するものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が既に行っている安全管理措置を安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲において列車の停止又は徐行等の運航方法について、乙に要請することができるものとする。

この場合、甲及び乙は相互に連絡責任者を定め、甲は乙からの列車の停止等の手配完了を確認した後、消防活動にあたるものとする。

尚、人命等に関わる緊急な場合は、甲が現地において直接乙の乗務員に対し、列車の停止を要請することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止又は徐行を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、乙が実施した列車の停止又は徐行を解除する場合、甲に連絡するものとする。

この場合において、甲及び乙相互の連絡は上記6で定めた連絡責任者が行うものとする。

- 9 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 10 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成19年2月14日から実施する。

平成19年2月13日

(甲)

滑川市消防本部 消防長 石 倉 俊 明

魚津市消防本部 消防長 澤 田 祥 治

黒部市消防本部 消防長 谷 口 政 芳

立山町消防本部 消防長 舟 橋 貴 之

上市町消防本部 消防長 伊 東 尚 志

(乙)

富山地方鉄道株式会社 代表取締役社長 桑 名 博 勝

11-16 災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書（市内郵便局）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市内の郵便局（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、魚津市内で災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所、臨時郵便局、郵便差出箱の設置場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所、避難場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、相互に協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、魚津市災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否確認情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては魚津市総務部総務課長、乙においては魚津郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年11月13日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年11月13日

甲 魚津市長 石川 精二

乙 魚津市内郵便局代表

魚津郵便局長 中川 武喜史

11-17 災害時における応急対策業務に関する協定書（魚津建設業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津建設業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、魚津市の地域において、台風、集中豪雨、火災及び地震等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う災害応援対策の確保を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における資機材の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、資機材調達の実請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請をするときは、資機材調達実請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

3 甲は、災害時における応急対策工事等業務の必要性があると認めるときは、乙に対し、応急対策工事等業務実施の実請をするものとする。

4 甲は、前項の規定により要請をするときは、災害応急対策業務実請書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

（実請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の実請を受けたときは、適切な調達及び施工できるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの実請に応ずるものとし、いつでも実請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第4条 実請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては建設部建設課長を、乙においては魚津建設業協会事務局長を連絡責任者とする。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（資機材の価格等）

第6条 資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

（請負契約の締結）

第7条 応急対策工事等業務の実施にあたり、甲は、乙に対し見積書の作成に際して参考となる資料を送付し、承諾書及び見積書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、緊急に応急対策工事等業務を施工する必要がある、甲が参考資料の送付が不可能な

場合は、乙の着手後、甲と乙は速やかに参考資料、承諾書及び見積書の提出並びに請負契約の締結をするものとする。

(工事実施手続き等)

第8条 応急対策工事等業務は、公共土木施設等の機能の維持又は回復に係る必要最低限の工事とする。

2 乙は、応急対策工事等業務に着手した場合、被災状況及び業務内容が判定できる写真並びに関係資料を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成14年2月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成14年2月27日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 石川 精二

乙 魚津市吉島1102
魚津建設業協会
会長 朝野 昌成

様式第1号

資機材調達要請書

1. 資機材

要請資機材名	仕様	数量	単価	金額

2. 納期 平成 年 月 日

3. 引渡場所

4. その他

平成 年 月 日

魚津市建設業協会
会長 殿

魚津市長

様式第2号

災害応急対策業務要請書

1. 災害応急対策業務

応急対策工事等名	場所	仕様	数量	金額

2. 留意事項

平成 年 月 日

魚津市建設業協会
会長 殿

魚津市長

11-18 災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

(魚津市農業協同組合)

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市農業協同組合（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震等の災害時において、魚津市地域防災計画に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、魚津市の地域において、台風、集中豪雨、火災及び地震等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応援物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給の確保を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

(物資の調達)

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

- (1) 米
- (2) 食料品
- (3) その他甲が必要とする物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

(連絡責任者)

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においては魚津市農業協同組合管理室長を連絡責任者とする。

(物資の引渡し)

第6条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(物資の価格等)

第7条 資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受理した日から30日以内にその代金を支払うものとする。

(協議)

11-19 魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定 (株式会社新川インフォメーションセンター)

魚津市（以下「甲」という。）と株式会社新川インフォメーションセンター（以下「乙」という。）とは、災害緊急放送に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「魚津市地域防災計画」に基づき、緊急放送を通じて災害情報の適切な提供を行うことにより被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、つぎのとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、大雨、大雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送や緊急割り込み放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、乙の番組編成を尊重しつつ、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1) 甲は、魚津市防災情報提供システム等緊急割り込み放送が必要であると認めたときは、乙の承諾がなくとも乙が管理する放送システムを利用し、これを放送することができる。この場合において、その放送内容に関する責任は甲が負うものとし、放送後速やかに乙にその内容を連絡するものとする。
- (2) 乙は、甲から要請があった場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行うものとする。また、魚津市災害対策本部が設置された場合は、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整えるものとする。
- (3) 甲は、乙が緊急災害放送の必要性を認めた場合は、災害情報の提供を行うものとする。
- (4) 甲は、乙の災害緊急放送にあたり、その施設利用について便宜を図る。
- (5) 乙は、災害緊急放送の周知を図るため、伝送路の被害等があった場合は速やかにその復旧に努め、甲もその支援を行うものとする。
- (6) 災害緊急放送の内容及び放送チャンネルは、乙が判断するものとする。

（責任者）

第4条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

- (1) 甲 魚津市企画総務部総務課長
- (2) 乙 株式会社新川インフォメーションセンター総務部長

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適時実施する。

（費用の負担）

第6条 放送にかかわる費用負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急割込放送のシステム維持及び放送等に係る費用は、原則として乙の負担とする。
- (2) 緊急生放送に要する費用は、原則として乙の負担とする。
- (3) 災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、乙と当該者等との協議により解決を図る。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この契約を継続するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、著名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月2日

甲 魚津市積迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市積迦堂一丁目14番17号
株式会社新川インフォメーションセンター
代表取締役社長 今 井 喜 義

11-20 災害時等における応急活動の協力に関する協定書

(魚津市管工事業協同組合)

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）により、甲の所有する水道施設が被災した場合又は甲が必要と認めた場合における応急給水・応急復旧その他の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、魚津市内において災害が発生したことにより甲のみでは十分な応急活動の実施ができないとき、又は魚津市外における災害で甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等について、乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

（対策本部の設置及び応援）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため対策本部を設置する。また、必要な人員及び資機材等を準備し、甲の指定する地区において応急活動に協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

（協力体制の報告）

第5条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることができる人員及び資機材等について、甲の要請により報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市大海寺野830番1
魚津市管工事業協同組合
理事長 本 田 正 昭

11-21 災害時における物資供給に関する協定書

(NPO法人コメリ災害対策センター)

魚津市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 目
作 業 関 係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、散水ノズル
日 用 品 等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ローソク、マッチ、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水、水缶
冷 暖 房 機 器 等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ
電 気 用 品 等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイ レ 関 係 等	救急ミニトイレ

11-22 災害時における情報収集及び伝達に関する協定

(社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ)

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ（以下「乙」という。）は、災害時における情報収集及び伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力することにより、災害情報の収集及び伝達を円滑に行うことを目的とする。

（性格）

第2条 アマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づくものとする。

（定義）

第3条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請）

第4条 甲は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、口頭・電話等により支援を要請するものとする。ただし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要請する事由
- (2) 支援を必要とする会員数
- (3) 活動地域及び集結場所
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援内容）

第5条 乙は、前条に基づき要請を受けたときは、直ちに必要な活動を行うものとする。また、要請がない場合であっても、収集した情報を甲に伝達するものとする。

（指揮権）

第6条 支援活動に従事する会員は、甲の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

（便宜供与）

第7条 甲は、第4条に基づき要請したときは、乙に対し支援活動に係る便宜をできる限り供与するものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、毎年1回、会員名簿を甲に提出するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月26日

甲 魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 社団法人日本アマチュア無線連盟魚津クラブ
会長 青 木 政 人

11-23 災害時における救援物資提供に関する協定

(北陸コカ・コーラボトリング株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 協定解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月26日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山県高岡市内島3550番地
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 稲 垣 晴 彦

11-24 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

(株式会社大阪屋ショップ)

魚津市（以下「甲」という）と株式会社大阪屋ショップ（以下「乙」という）とは、災害時に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、魚津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し可能な範囲において物資の提供を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 乙が甲に提供する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他調達可能な物資

(物資提供等の協力)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請の方法等)

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

(物資の引渡し及び運搬)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が別に指定する者が行うことができる。

2 甲は、物資の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した物資の価格及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定に基づく費用の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(連絡窓口)

第9条 甲と乙は、本協定にかかる連絡窓口となる部署について、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定は、平成19年10月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年10月11日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤崎 義敬

乙 富山市赤田487番地1
株式会社大阪屋ショップ
代表取締役 平邑 秀樹

別表 調達物資の範囲

1 食料及び飲料

おにぎり	果実
弁当	米穀
パン	野菜
缶詰	食肉
水	魚類
飲料	漬物
牛乳	佃煮
カップ麺	味噌・醤油
みそ汁	塩粉
レトルト食品	ミルク

2 生活必需品等

タオル	使い捨てカイロ (冬期)
雨具	軍手
おむつ (紙)	なべ
おむつカバー	やかん
生理用品	バケツ
石鹼、洗剤	哺乳ビン
ちり紙、ティッシュペーパー	卓上ボンベ
トイレットペーパー	懐中電灯
ポリ袋	乾電池
皿、茶碗	マッチ、ライター
はし	ローソク
蚊取線香 (夏期)	

11-25 市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定（魚津市電設協会）

魚津市（以下「甲」という。）と魚津市電設協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、甲が所有する建築物（以下「市有施設」という。）が地震等の災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施について、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市有施設が被災した場合等の機能の確保及び復旧並びに被害発生予防措置等の応急対策業務の実施について定めることにより、救援活動や復旧活動等の円滑な実施に資することを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 乙が実施する応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急点検
- (2) 応急対策工事

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策業務に必要性があると認めたときは、乙に対し当該業務の実施を要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により要請するときは、施設名、応急対策業務の内容等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な応急対策業務が行えるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、休日、夜間においても特別の理由がない限り、甲からの要請に応じるものとし、いつでも要請に応じるため連絡体制を平常時から確立しておくものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定する応急対策業務を行ったときは、被災状況及び業務内容が判定できる写真並びに関係資料を整理し、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生時前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定める。
- 3 応急対策工事は、市有施設の機能の維持又は回復並びに被害の拡大防止のために必要な最小限度の内容とする。

（費用の請求及び支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定に基づく費用の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該費用を支払うものとする。ただし、甲が当該期限内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては魚津市財政課、乙においては魚津市電設協会事務局とする。
(有効期間)

第9条 本協定は、平成19年11月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月16日

甲 魚津市積迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市本新町5番6号
魚津市電設協会
会長 吉 崎 実

11-26 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定

(社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部)

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市内において地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧や避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の使用を必要とする場合において、LPガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのLPガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、別記様式に次の各号に掲げる事項を明示して、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするLPガス等の内容及び数量
- (2) LPガス等を必要とする場所
- (3) LPガス等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

（応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限り優先してLPガス等の供給に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合には、甲に対し次に掲げる事項を文書により速やかに報告するものとする。ただし、供給活動中における緊急を要する場合には、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 供給したLPガスの容器別の数量
- (2) その他必要な事項

（連絡窓口）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては魚津市財政課を、乙においては社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部事務局をそれぞれの連絡窓口とする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定に基づく応援のために要する経費（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定に基づく経費の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に当該経費

を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期間)

第8条 本協定は、平成19年11月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年11月16日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市北鬼江2327番地
社団法人富山県エルピーガス協会魚津支部
支部長 慶 野 達 二

11-27 災害時における応急対策活動に関する協定書

(財団法人北陸電気保安協会)

魚津市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、市域において大規模な風水害、地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、魚津市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害時における応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、大規模災害に際して応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

(協力)

第2条 乙は、前条の規定に基づき要請がなされたときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力をを行うものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所及び活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

(活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣できない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時刻、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

(費用の負担・支払)

第5条 甲の要請した応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。

(連絡)

第6条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定は、平成21年4月21日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年4月21日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市桜橋通り3番1号
財団法人北陸電気保安協会
理 事 長 長 田 武 嗣

11-28 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(サントリーフーズ株式会社、北陸ペプシコーラ販売株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）と北陸ペプシコーラ販売株式会社（以下「丙」という。）とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第1条 魚津市内に災害が発生し、かつ、甲の災害対策本部が設置された場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙丙に対し飲料水の供給を要請し、乙丙は、当該要請に基づき飲料水を提供する。なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、災害による断水又は避難等により被災した住民に飲料水を供給する必要があるときをいう。

（自動販売機の設置等）

第2条 乙丙は、甲が行う災害時における飲料水確保の一環として、甲が所管する施設に自動販売機を設置することができる。

- 2 乙丙は、設置場所及び台数について、甲及び甲が指定する施設の指定管理者に報告することとする。
- 3 乙丙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた時は、甲にその都度報告することとする。
- 4 自動販売機の設置及び維持管理（電気代等）に要する費用については、乙丙が負担するものとする。

（飲料水供給の範囲）

第3条 乙丙の両者が甲の要請に基づき供給する飲料水は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 丙は、第1条に規定する緊急時、事前に協議し定められた自動販売機内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲から飲料水の供給要請があった場合、可能な限り供給するように努める。供給場所は避難所等、甲の指定する場所とする。

（緊急車両の指定）

第4条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、緊急通行確認申請にて乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別途甲乙協議し決定するものとする。

（備蓄物資の提供）

第5条 丙は、甲の所管する施設等に自動販売機を新規に設置した場合、1台につき天然水500mlペットボトル24本入ケースを10組、甲へ無償提供し、常に適切な使用期限で品質管理するものとする。

（要請の方法）

第6条 甲が、第3条第2号の乙へ飲料水の供給及び丙が設置した自動販売機の飲料水の供給の要請を行うときは、別紙1「飲料水供給要請書」により乙へ行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに「飲料水供給要請書」を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の連絡を受けた場合、飲料水の種類、数量、引渡場所、日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により、甲に連絡する。
- 3 自動販売機の飲料水を使用する際、災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡ができなくなったとき

は、甲は、乙に対し要請を行うことなく、自動販売機の飲料水を使用することができるものとし、丙はそれを了承する。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

(費用及び対価等)

第7条 第3条第2号の要請に基づき、乙が甲に供給した飲料水の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、飲料水供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定は、平成21年5月26日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年5月26日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 東京都港区台場2丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 栗 原 信 裕

丙 石川県石川郡野々市町押野2丁目219
北陸ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 零 裕 司

別紙 1

飲料水供給要請書

サントリーフーズ(株)
代表取締役社長 様

魚津市長

災害時における飲料水の供給に関する協定第 6 条第 1 項に基づき、次のとおり要請します。
なお、同協定第 6 条第 2 項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1. 要請書番号	No.
2. 飲料水の種類・数量	
3. 引渡日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4. 引渡場所	
5. 引渡方法	
6. 連絡先	
<備考>	

別紙 2

供給可能数量報告書

魚津市長 様

サントリーフーズ(株)

災害時における飲料水の供給に関する協定第 6 条第 2 項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1. 要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2. 要請書番号	No.
3. 供給可能飲料水の種類・数量	
4. 引渡日時（納入日時）	平成 年 月 日 時 分
5. 引渡場所	
6. 引渡方法	
7. 連絡先	
<備考>	

11-29 災害時における応急対策業務に関する協定書

(社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部)

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市積迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市安住町3番14号
社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部
支部長 村尾 干 尹

11-30 災害時における応急対策業務に関する協定書（富山県地質調査業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と富山県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、公共土木施設の応急対策に関する地質調査とする。

（応急対策業務の体制）

第3条 乙は、甲と協議のうえ、本協定に賛同する会員の中から、連絡責任者を定め、甲に連絡体制表を提出するものとする。連絡責任者を変更する場合も、同様とする。

（実施要請）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、連絡責任者を通じて、応急対策業務の実施を要請するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市安住町3番14号
富山県地質調査業協会
会長 津 嶋 春 秋

11-31 災害時における応援業務に関する協定（社団法人富山県測量設計業協会）

魚津市（以下「甲」という。）と社団法人富山県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、魚津市地域防災計画に基づき、甲と乙との災害時における協力に関し、必要な事項を定める。

（応援要請）

第2条 甲は、魚津市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（協力体制の整備改善）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、会員に応急対策業務の実施を要請したときは、実施した会員と遅滞なく業務等委託契約を締結するものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡

するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間この協定を継続するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年9月1日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 富山市大泉本町1丁目12番14号
社団法人富山県測量設計業協会
会長 楠 則 夫

11-32 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（株式会社壺番屋）

（目的）

第1条 富山県（以下「甲」という。）と株式会社壺番屋（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の各市町村内に直営店及びフランチャイズ契約により加盟されている店舗（以下、「店舗」という。）が所在する乙と、当該市町村（以下、「市町村」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 甲又は市町村は乙に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制約から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲又は市町村は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

（1）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（2）乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲又は市町村及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲又は市町村から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲又は市町村が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲又は市町村の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化に鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月8日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆一

乙 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号
株式会社老番屋
代表取締役社長 浜島 俊哉

※ 社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟、以下9社と同様の協定を締結

(株)モスフードサービス

(株)吉野家

(株)オートバックスセブン

(株)サークルKサンクス

(株)セブン-イレブン・ジャパン

(株)ローソン

(株)デイリーヤマザキ

(株)ファミリーマート

(株)ポプラ

11-33 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書 (富山県石油商業組合)

(目的)

第1条 富山県（以下「甲」という。）と富山県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、並びに、災害時における災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料を安定的に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、乙の組合員の給油所（以下、「給油所」という。）が所在する富山県内の市町村（以下、「市町村」という。）が、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 甲又は市町村は乙に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

(支援の内容)

第4条 甲又は市町村は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力又は石油燃料の供給を要請することができるものとする。

- (1) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の給油所において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (3) 災害対策上特に重要な施設等で、甲又は市町村が指定するものに対する石油燃料の供給
- (4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条による緊急通行車両その他甲又は市町村が指定する車両に対する石油燃料の供給

2 前項に規定する給油所は、支援ステーションの設置及び石油燃料の供給に賛同する給油所であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。

3 甲又は市町村及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲又は市町村から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するとともに、前条第1項第3号及び第4号に規定する石油燃料の供給を実施するものとする。ただし、甲又は市町村が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲又は市町村の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、支援ステーションについて、広く住民へ協力給油所の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の給油所へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化に鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条第1項第1号及び第2号に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとし、同項第3号及び第4号の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成23年11月8日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆一

乙 富山県富山市小中710番
富山県石油商業組合
理事長 長 沼 克博

11-34 災害時等の応援に関する協定書（株式会社北陸銀行）

富山県（以下「甲」という。）及び株式会社北陸銀行（以下「乙」という。）は、富山県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、地域防災力の向上や県民への救援活動等に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が行う平常時における防災意識の普及啓発活動並びに災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動の実施に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（活動の内容）

第2条 乙が第1条に定める目的を達成するために行う活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時における防災意識の普及啓発活動

- ア 「防災セミナー」の開催、防災アンケート実施による県民のニーズの把握等
- イ 乙が行う「防災訓練」の実施例の公開
- ウ 甲作成の防災パンフレット等の店頭での配布

(2) 災害発生時における応援活動

- ア 徒歩帰宅者に対して、乙の店舗における水道水、トイレ等の提供
- イ 支援物資（飲料水、タオル、石鹸、医薬品等）の提供
- ウ 乙所有の体育館、運動場等を一時避難所として提供
- エ バス型「移動相談車」を緊急車両として派遣、支援物資搬送や非常用電源（携帯電話の充電等）の提供

(3) 災害復興応援活動

- ア 乙の職員を災害ボランティアとして派遣
- イ 甲との連携による緊急融資制度の創設
- ウ 専用相談窓口の開設（休日も対応）

（協力の要請）

第3条 甲は、乙に対して前条に規定する活動について協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに協力するよう努めるものとする。

3 前項の規定は、乙が甲の要請を待つことなく自発的に協力することを妨げない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する活動に要した経費は、乙が負担するものとする。

（連絡窓口の設置）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動が効果的に行われるよう、連絡窓口を設置し、本協定の運用等必要な協議を行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第7条 この協定は、協定書締結日から当該年度の3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意志がない場合には、引き続き1年間効力が延長

されるものし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各1通を保有する。

平成24年2月1日

(甲) 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

(乙) 富山県富山市堤町通り一丁目2番26号
株式会社北陸銀行
取締役頭取 高木繁雄

11-35 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(医療法人社団ホスピール)

魚津市（以下「甲」という。）と医療法人社団ホスピール（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する老人保健施設ちょうろく（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市石垣389番地
医療法人社団ホスピー
理事長 浦 田 哲 郎

11-36 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人新川老人福祉会)

魚津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人新川老人福祉会（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する特別養護老人ホーム新川ヴィーラ（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の

事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市大光寺450番地
社会福祉法人新川老人福祉会
理事長 宮 本 汎

11-37 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人海望福祉会)

魚津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人海望福祉会（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙の運営する特別養護老人ホームあんの里（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

（受入れの要請）

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（管理運営）

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の

事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月9日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市仏田3468番地
社会福祉法人海望福社会
理事長 大 崎 利 明

11-38 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(富山県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会)

富山県（以下「甲」という。）と富山県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、富山県内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があった場合において、甲と乙及び丙の協力の内容及び手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務)

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に対して協力を要請する業務は、次の各号に掲げる業務とし、甲からの協力の要請があったときは、乙及び丙は連携してこれに応ずるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(協力の要請)

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。この場合において、乙が災害の規模等により対応が困難なときは、丙に対して直接協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲に対する要請は様式第1号により、甲から乙又は丙に対する要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 供給の協力を要請する棺及び葬祭用品は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 棺（内張り付き、納棺用品一式を含む。）
- (2) ドライアイス、防腐剤その他の遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼその他の必要な用品

(要請事項に対する措置)

第4条 乙及び丙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾の可否を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

(報告)

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙がこの協定に基づいて実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては富山県厚生部生活衛生課長、乙にあつては富山県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月4日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 富山県射水市大島北野250番地
富山県葬祭業協同組合
理事長 井波俊明

丙 東京都港区港南二丁目4番12号 港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井昭憲

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協力をお願いします。

担 当 者	所 属 部 課 職・氏名 TEL FAX E-mail
口 頭 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 (用品名、サイズ、数量、運搬先等)	
履 行 場 所	
履 行 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

11-39 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)

富山県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、富山県内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があった場合において、甲と乙の協力の内容及び手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙に対して協力を要請する業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関し、協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲に対する要請は様式第1号により、甲から乙に対する要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 供給の協力を要請する棺及び葬祭用品は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 棺（内張り付き、納棺用品一式を含む。）
- (2) ドライアイス、防腐剤その他の遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼその他の必要な用品

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、速やかに応諾の可否を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙がこの協定に基づいて実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定に基づく協力業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては富山県厚生部生活衛生課長、乙にあつては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック富山地区本部長とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月20日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号 日本生命新橋ビル9階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 杉山雄吉郎

※ 様式第1号（第3条関係）は、平成24年12月4日付けで富山県が富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会と締結した「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」に基づく様式と同じ。

11-40 災害時における行政書士業務に関する協定書

(富山県行政書士会)

富山県（以下「甲」という。）と富山県行政書士会（以下「乙」という。）は、富山県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における行政手続等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害時に、行政書士業務の必要があると認めるときは、乙に対して次条に掲げる協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

(行政書士業務の範囲)

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要とする次に掲げる業務

(1) 乙による被災者支援相談センターの開設

(2) 県又は市町村への乙の会員の派遣

2 甲は、前項第1号の開設場所の確保について、配慮するものとする。

(要請手続等)

第4条 第2条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに書面を送達するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、相互に担当者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(経費負担)

第5条 第3条の業務に要した必要経費は乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第6条 第3条に係る相談業務は無料とする。

(支援行政書士)

第7条 乙は、必要と認めた場合は、他の都道府県の行政書士会に対して、行政書士業務の協力を要請することができるものとする。

2 前項による行政書士業務については、第3条、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。

(損害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務行いう際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(報告)

第9条 乙は第3条の規定による行政書士業務の終了後、業務内容を甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、1年を単位として更新するものとし、以後この例による。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関する細目は別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年2月5日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 富山県富山市丸の内一丁目8番15号(余川ビル2F)
富山県行政書士会
会長 野崎清好

11-41 災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書

(社団法人富山県柔道整復師会)

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急救護活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 甲は、富山県内において大規模な災害が発生し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、派遣場所、日時、救護対象人数等を明示して支援要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の支援要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施するものとする。

（支援の内容）

第3条 前条の規定により乙が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復の業務の範囲内で行う応急救護活動とする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、乙が支援活動を行う場合に要する経費は、乙の負担とする。

ただし、乙が当該支援活動を行うにあたり、乙が調達した医療用消耗品（ガーゼ、包帯、マスク、手袋、絆創膏等の衛生材料）については、甲がその実費を弁償する。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに、支援活動内容、災害支援班参加者名簿及び使用した医療用消耗品内訳を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月5日

- 甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆一
- 乙 富山市舟橋北町3番7号
社団法人富山県柔道整復師会
会 長 高崎 光雄

11-42 大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書

(社団法人富山県ビルメンテナンス協会)

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害発生時における公共建築物の清掃、消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、富山県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙に公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、甲又は市町村が所有し、又は管理する建築物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき又は市町村から要請があったときは、次に掲げる業務（以下「協力業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 公共建築物の環境衛生状況の調査及び当該調査に基づく対処方法の検討並びにそれらについての甲に対する報告
- (2) 公共建築物の応急的措置
 - ア 清掃、消毒等の環境衛生上の応急的措置（人員の派遣、資機材及び薬剤の支援等）
 - イ その他甲が必要と認める業務
- 2 前項の規定による協力の要請は、要請書（様式第1号又は様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項の規定による協力の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。
- 6 乙は、協力業務を実施したときは、報告書（様式第3号又は様式第4号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する協力業務及び同項第2号に規定する協力業務のうち人員の派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

- 2 前条第1項第2号に規定する協力業務のうち資機材、薬剤等の購入に要する費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。
- 3 前項の規定により甲又は協力を要請した市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基準として定めるものとする。

（損害補償）

第5条 協力業務により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償については、当該業務を行った乙の会員が負担するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては富山県厚生部生活衛生課とし、乙にあっては社団法人富山県ビルメンテナンス協会事務局とする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 富山県富山市安養坊86-4
社団法人富山県ビルメンテナンス協会
会長 沢田直幸

様式第1号（第3条関係）

公共建築物の環境衛生状況及び対処方法報告要請書

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記の施設について、環境衛生状況の調査及び当該調査に基づく対処方法の検討並びにそれらについての報告を要請します。

記

対象施設

施設名	所在地	連絡先（担当者名・TEL）

【事務担当】

所 属： 部 課

職・氏名：

TEL：

FAX：

E-mail：

様式第2号（第3条関係）

公共建築物の応急的措置要請書

年 月 日

富山県知事 様

魚津市長

大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、下記施設の応急的措置を要請します。

記

1 施設名 _____

2 要請内容

該 当 箇 所	応急的措置の実施内容等	備 考
	実施期限 ~ 年 月 日 実施内容	

【事務担当】

所 属： 部 課
 職・氏名：
 TEL：
 FAX：
 E-mail：

11-43 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書

(一般社団法人富山県エルピーガス協会)

富山県（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者を支援するための緊急用燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料としての液化石油ガス等（燃焼器及び燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「L Pガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、L Pガス等の供給を要請できるものとする。

- (1) 富山県内における災害時に、県内市町村から甲に対し、L Pガス等の供給のあつせんを求められたとき、又は甲自らが調達が必要を認めたとき。
- (2) 富山県以外における災害時に、国又は関係都道府県から甲に対し、L Pガス等の供給に関する支援の要請があつたとき。

2 甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 内容及び数量
- (2) 搬送場所
- (3) 使用期間
- (4) その他参考となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかにL Pガス等を供給するものとする。

2 前項の規定により供給したL Pガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく協力を実施した場合は、甲に対して、文書により実施状況を報告するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条の協力に要する経費（人件費を除く）は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第6条 乙は、第4条に基づく報告後、前条の経費について甲へ請求するものとし、甲は、請求があつた日から

起算して30日以内に当該経費を支払うものとする。ただし、甲が当該期日内に支払うことができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、乙の活動を通じて、平素からLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報交換等)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては富山県知事政策局防災・危機管理課、乙においては乙の事務局とし、平素から情報交換を行い、連絡体制等の点検に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲又は乙から別段の意思表示がない限り、その効力を有する。

(協議)

第10条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年7月23日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 富山県富山市桜橋通り6番13号
一般社団法人富山県エルピーガス協会
代表理事 中村春夫

11-44 災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書

(株式会社東芝北陸支社他2社)

魚津市（以下「市」という。）と株式会社東芝北陸支社他2社（以下「協力者」という。）との間に魚津市地域防災計画に基づき、災害復旧活動を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 市は、魚津市内に地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのあるときは、協力者に対し、協力者が施工した上下水道施設電気設備の被害状況調査、応急復旧作業及び災害の状況に応じた災害復旧活動（以下「復旧活動」という。）の実施について、協力を要請するものとする。

2 市は、協力者に対し前項の協力を要請するときは、復旧活動日時、復旧活動場所、復旧活動内容及びその他必要と認める事項を要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力）

第2条 協力者は前条の協力要請があったときは、復旧活動に従事し、資機材、車両及び労力の提供を行うものとする。

（協力体制の整備）

第3条 協力者は、第1条に規定する復旧活動を実施するため、協力体制及び緊急時の連絡体制の一覧表を市に提出し、承認を受けるものとする。

2 協力者は、前項の一覧表において変更があった場合は、遅滞なく文書により市に届け出るものとする。

（活動の実施）

第4条 協力者は、第1条の協力要請を受けたときは、速やかに指定の集合場所に出動し、市の職員の指示に基づき、復旧作業を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 協力者は、復旧活動を行った場合は、速やかに市に対し報告書をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 市の要請により協力者が復旧活動に要した費用は、市の定める基準により、市が負担するものとする。

（費用の支払い）

第7条 市は、第5条の報告書を確認し、適正と認めるときは、協力者の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（労災補償）

第8条 復旧活動により協力者の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、協力者の労災保険等により補償するものとする。

（定めのない事項の処理）

第9条 この協定に定めのない事項については、市、協力者協議の上、処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の成立の日から実施し、期間は協定の成立の日から1年とする。ただし、この協定の満了前日までに市又は協力者から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市、協力者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月26日

市 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

協力者 富山市神通本町一丁目1番19号
株式会社東芝 北陸支社
支社長 國 清 敏 之

富山市神通本町一丁目1番19号
東芝プラントシステム株式会社 北陸支社
支店長 宮 野 充

富山市神通本町一丁目1番19号
東芝電機サービス株式会社 北陸支店
支店長 渡 辺 和 広

11-45 災害時の医療救護に関する協定書（公益社団法人 富山県看護協会）

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県看護協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

（看護職員の派遣）

第4条 甲は、医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する医療救護計画に基づき、直ちに看護職員を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に看護職員を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の看護職員の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなすものとする。

（他の都道府県に対する看護職員の派遣要請）

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して看護職員の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（看護職員に対する指揮）

第6条 看護職員に対する指揮及び医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（看護職員の業務）

第7条 乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する医療救護所を拠点として医療救護の業務に従事するものとする。

2 看護職員の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）

- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な看護の提供
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) その他必要な措置

(看護職員の輸送)

第8条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、看護職員の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が看護職員を派遣した場合（第4条第3項の承認を受けた場合を含む。）における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職員の派遣に要する経費
- (2) 看護職員が携行した医薬品等を使用したときの経費
- (3) 看護職員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費
- (4) 前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(他の都道府県への看護職員の派遣)

第12条 第2条、第4条及び前条の規定は、基本法第74条及び第74条の2、救助法第14条並びに国民保護法第12条及び第86条の規定に基づく他の都道府県への看護職員の派遣（次項において「他の都道府県への派遣」という。）について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成 26 年 12 月 25 日

- 甲 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 石 井 隆 一
- 乙 富山市鶴島字川原 1907 番 1
公益社団法人富山県看護協会
会 長 三 谷 順 子

11-46 災害時の歯科医療救護に関する協定書（一般社団法人富山県歯科医師会）

富山県（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の歯科医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画（以下「防災計画」という。）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画（以下「保護計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 甲は、歯科医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する歯科医療救護計画に基づき、直ちに歯科医療救護班を編成し、これを派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（他の都道府県に対する歯科医療救護班の派遣要請）

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの歯科医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して歯科医療救護班の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第6条 歯科医療救護班に対する指揮及び歯科医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する歯科医療救護所を拠点として歯科医療救護の業務に従事するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定
- (3) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (4) その他必要な措置

(歯科医療救護班の輸送)

第8条 甲は、歯科医療救護が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第10条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第11条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第13条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護班を派遣した場合（第4条第3項の承認を受けた場合を含む。）における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用したときの経費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費
- (4) 収容医療機関等の施設・設備の損傷に係る経費
- (5) 前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(市町村及び郡市歯科医師会との調整)

第14条 甲は、基本法、救助法、防災計画及び市町村地域防災計画並びに国民保護法、保護計画及び市町村の国民保護に関する計画に基づき、市町村が行う歯科医療救護について、この協定に準じ、郡市歯科医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、郡市歯科医師会に対し、前項に定める市町村の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(他の都道府県への歯科医療救護班の派遣)

第15条 第2条、第4条及び第13条（第1項第4号を除く。）の規定は、基本法第74条及び第74条の2、救助法第14条並びに国民保護法第12条及び第86条の規定に基づく他の都道府県への歯科医療救護班の派遣

(次項において「他の都道府県への派遣」という。)について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井 隆 一

乙 富山市五福字五味原2741番2
一般社団法人富山県歯科医師会
会 長 吉 田 季 彦

11-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人魚津市社会福祉協議会)

魚津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する身体障害者デイサービスセンター（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通

常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

平成27年3月11日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

(乙) 魚津市新金屋二丁目13番26号
社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会
会 長 本 元 義 明

11-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(医療法人社団信和会)

魚津市（以下「甲」という。）と医療法人社団信和会（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する相談支援事業・地域活動支援センターサポート新川（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(福祉避難所の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲の要請を受け、対象施設の建物、設備及び職員の被災状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(手続き)

第5条 第4条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第6条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通

常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入に要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

平成27年3月11日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

(乙) 魚津市立石205番地2 あゆみの郷
医療法人社団 信和会
理事長 坂 本 和 雅

11-49 災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書 (ユニー株式会社アピタ魚津店)

魚津市（以下「甲」という。）とユニー株式会社アピタ魚津店（以下「乙」という。）は、災害時等における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、第2条1号に規定する災害や大規模な火災、事故その他重大な事案が発生し、またはその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の生命の保護及び生活の安定を図るため、必要な手続きを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に救援物資の供給や一時避難場所の提供などについて要請することができる。

（救援物資や提供施設の範囲）

第3条 甲が乙に要請する救援物資や一時避難場所の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が提供可能な範囲とする。

- (1) 別表に掲げる救援物資、施設及び駐車場
- (2) その他乙が提供可能な救援物資、施設及び駐車場等

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、救援物資の優先供給及び一時避難場所の提供に努めるものとする。

2 乙は、前項の協力実施したときは、その協力の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 救援物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、運搬方法について甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により救援物資の運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(一時避難場所)

第7条 一時避難場所の管理運営は、甲と乙が協力して行うものとする。

2 乙に過失がない場合、一時避難場所における避難者及び第三者が受ける損害は、乙は責任を負わないものとする。

(一時避難場所への努力)

第8条 甲は、乙が早期に施設利用を再開できるように配慮するとともに、当該一時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 第5条の規定により、乙が供給した救援物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

3 一時避難場所の運営管理にかかる費用については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(費用の未払い)

第10条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、遅延なく費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制や救援物資の供給および一時避難場所の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定締結日から1年間とする。

2 協定期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の満了期間の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月11日

甲 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 魚津市住吉600番地
ユニー株式会社 アピタ魚津店
店 長 由 比 岳 彦

(第3条関係)

別表

災害時等に提供可能な救援物資

品目	品名
食料品	水、飲料 (PET お茶、ジュース)、パン、レトルト食品、おにぎり、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、みそ、しょうゆ、米、果物 (バナナ)、お菓子、紅茶、コーヒー
炊事用具	なべ、やかん、おたま、カセットガスコンロ、カセットガスボンベ、固形燃料
食器類	ほ乳びん、割り箸、スプーン、紙コップ、紙皿、プラスチック容器、タッパー
衣料品	下着、靴下、衣類、雨具、帽子、靴
寝具等	毛布、ふとん、枕
日用雑貨	ティッシュペーパー、トイレトペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、はみがき、ウェットティッシュ、生理用品、洗面用具、タオル、ビニールシート、携帯用ラジオ、ライター、マスク、軍手
その他	懐中電灯、乾電池、ガムテープ、使い捨てカイロ、ゴム手袋、ラップ、アルミホイル、蚊取り線香、ごみ袋、発電機、医療品

災害時等に提供可能な施設、駐車場等

店舗名	所在地、提供可能な施設、駐車場等
アピタ魚津店	富山県魚津市住吉 600 番地 店舗及びその駐車場

11-50 災害時における生活必需品の調達に関する協定（株式会社パロー）

魚津市（以下「甲」という。）と株式会社パロー（以下「乙」という。）とは、災害時における住民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市からの要請が重複しないよう、県との連携を十分に図ることとする。

(1) 魚津市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

3 乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年3月11日

甲 住所 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 住所 岐阜県恵那市大井町180番地の1
株式会社 バロー
代表取締役 田 代 正 美

別表

期 間	災害直後	災害発生3日後
想 定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食 料 品	(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン	(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン
飲 料 水	缶詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他	缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他
日 用 品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※上記以外に必要な物資については別に協議すること。

別紙1 物資調達要請文書

平成 年 月 日

会社名 株式会社パロー

代表者 代表取締役社長 様

担当部署

魚津市長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 27 年 月 日締結。以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請機関	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先

魚津市 部 課

担当者

電話 () -

FAX () -

電子メール

別紙2 物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

魚津市長 あて

会社名 株式会社バロー
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成 年 月 日締結。以下「協定」という。）第4条及び第8条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水（お茶等） 粉ミルク その他		(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップみそ汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（ ） タオル（ ） 毛布（ ） タオルケット（ ） 軍手（ ） おむつ（紙） （ ） 生理用品（ ） 簡易トイレ（ ） トイレットペーパー（ ） ウェットティッシュ （ ） 石けん（ ） 洗剤（ ） ビニール袋（ ） 箸（ ） スプーン（ ） フォーク （ ） 紙コップ（ ） 灰皿（ ） カセットボンベ式ガス器具（ ） カセットボンベ（ ） マッチ（ ） ライター（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） ロウソク（ ）			

※協定第4条による報告では、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能量の概数得を記入する。

11-51 災害時における物資の供給に関する協定書

(アクシアル リテイリング株式会社)

魚津市（以下「甲」という。）とアクシアル リテイリング株式会社（以下「乙」という。）とは、魚津市内における地震、風水害その他の災害発生時又は災害のおそれのある場合（以下「災害時等」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があったときには協力するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、調達する物資名と数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により提出するものとする。

（供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の種類）

第5条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

- （1）食料品
- （2）日用品
- （3）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

第6条 物資の引渡し場所は、原則として甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が甲に物資の供給するに当たり負担した実績額を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は、変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、

以後この例によるものとする。

(協議事項)

第 10 条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 11 日

甲 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
魚津市長 澤 崎 義 敬

乙 新潟県長岡市中興野 18 番地 2
アクシアル リテイリング株式会社
代表取締役社長 原 和 彦

11-52 災害時における接骨師会支援活動協定書（魚津市接骨師会）

魚津市（以下「市」という）と魚津市接骨師会（以下「接骨師会」という）とは、災害時の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、接骨師会が市に行う支援活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 市は、魚津市内において大規模な災害が発生し、接骨師会の協力が必要と認めるときは、接骨師会に対し派遣場所、派遣期間、救援対象人数等を明示して支援活動の要請を行うものとする。

2 接骨師会は、市から前項の支援活動の要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施する。

（支援活動の内容）

第3条 前条の規定により、接骨師会が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第4章に規定する業務の範囲内での応急救護活動とする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、接骨師会が支援活動を行う経費は接骨師会の負担とする。ただし、接骨師会が当該支援活動の実施に当たり、調達した医療用消耗品（ガーゼ・包帯・マスク・手袋・絆創膏等の衛生材料）については市の負担とする。

（報告及び連絡方法）

第5条 市は、接骨師会に対し支援活動要請書（様式第1号）をもって支援活動の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに支援活動要請書を提出するものとする。

2 接骨師会は、前項の要請を受け、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに支援活動実施報告書（様式第2号）に参加者名簿、使用した医療用消耗品の種類及び数量等を記載した書類を添えて市に提出するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の要請に基づき支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の補償及び支援活動の従事中に第三者に過失により損害を与えた場合の補償は、接骨師会が加入する医療損害賠償保険に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 市及び接骨師会は第2条の要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 市の連絡責任者 魚津市企画総務部総務課長

(2) 接骨師会の連絡責任者 魚津市接骨師会長

(協定期間)

第8条 この協定は、市又は接骨師会が文書をもって1か月前までに相手側に対し改正又は廃止の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市、接骨師会両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年10月29日

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 澤崎 義敬

富山県魚津市住吉 3034

魚津市接骨師会長 島崎 秀利

様式第 1 号

支援活動要請書

年 月 日

魚津市接骨師会 様

魚津市長

印

災害時における接骨師会支援活動協定書第 5 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

記

1 派遣場所

2 派遣期間 年 月 日～ 年 月 日

3 派遣対象人数

4 要請内容

- ・
- ・
- ・

5 その他

様式第2号

支援活動実施報告書

年 月 日

魚津市長 あて

魚津市接骨師会
会長

災害時における接骨師会支援活動協定書第5条2項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実施内容の報告

(1) 実施場所

(2) 実施内容

(3) 人員 名

参加者氏名	参加者住所

(4) 使用した衛生材料等の種類及び数量

(5) その他必要事項

11-53 鉄道災害時の安全対策に関する覚書

(あいの風とやま鉄道株式会社)

富山県の消防機関（富山市消防局・高岡市消防本部・射水市消防本部・富山県東部消防組合消防本部・新川地域消防本部・砺波地域消防組合消防本部）（以下「甲」という。）と鉄道機関（あいの風とやま鉄道株式会社）（以下「乙」という。）は、乙が営業している鉄軌道敷内及び沿線等で、甲の出動を必要とする人身事故等及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するためこの覚書を交換する。

- 1 災害時における消防活動を円滑に遂行するため、甲及び乙は、相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 甲は、鉄軌道敷内及び沿線等での災害を覚知した場合、乙に通報する。
- 3 乙が鉄軌道敷内及び沿線等での災害を認知した場合、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるために必要な、別表第1に掲げる情報を可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報することができなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 4 甲及び乙相互の情報連絡先は、別表第2に定める。
- 5 乙は、甲の到着後、速やかに、別表第3に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 6 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行等の運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 7 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表第4に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 8 甲は、消防活動が終了し列車の停止等を解除する場合、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除又は、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 9 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 10 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。
- 11 この覚書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、協議し決定するものとする。

この覚書は、平成27年3月14日から実施する。

平成27年2月6日

(甲)

富山市消防局	消防局長	吉田	一夫
高岡市消防本部	消防長	作道	篤
射水市消防本部	消防長	竹内	進
富山県東部消防組合消防本部	消防長	畠山	正毅

新川地域消防本部 消防庁 藤 井 潤
 砺波地域消防組合消防本部 消防庁 宮 本 博 之

(乙)

あいの風とやま鉄道株式会社

代表取締役社長 市 井 昌 之

別表第 1

1 人身事故
(1)発生場所及び最寄駅名
(2)事故の内容及び状況
(3)列車の運行状況
(4)乗客数並びの避難者数及び死傷者数
2 火災時
(1)出火点及び最寄駅名
(2)燃焼物
(3)延焼状況及び煙の拡大状況
(4)列車の運行状況
(5)避難状況及び死傷者数

別表第 2

	関係機関	電話番号	F A X
消防 機関	富山市消防局	076-493-4141	076-493-4011
	高岡市消防本部 (県西部消防指令センター)	0766-22-1119	0766-22-3948
	射水市消防本部	0766-56-0119	0766-56-9542
	富山県東部消防組合消防本部	0765-24-7977	0765-23-9191
	新川地域消防本部	0765-54-0119	0765-54-5399
	砺波市地域消防組合消防本部 (県西部消防指令センター)	0766-22-1119	0766-22-3498
鉄道 期間	あいの風とやま鉄道株式会社	080-5853-7970 (あいの風とやま指令)	076-253-5212 (あいの風とやま指令)

別表第 3

1 災害状況
2 列車の運行状況
3 避難者及び死傷者の状況
4 監視員の配置状況
5 電路遮断措置等
6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況
7 換気及び排煙設備の運転状況

別表第 4

1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設(吸排気設備、車両等)の運転停止等の協議及び対応できる資機材等の提供
2 災害状況の調査、活動内容等の情報交換
3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換
4 その他甲の消防活動上必要な事項

11-54 災害時における応急対策業務に関する協定書

魚津市（以下「甲」という。）と富山県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時に甲の管理する公共施設等における電気設備の機能の確保及び復旧を図るとともに、災害時の甲、乙間における応急対策業務の実施に関する基本的事項を定め、もって迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（実施要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又はファックス等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（1）災害の状況

（2）応急対策業務の内容及び場所への経路

（3）応急対策業務の期間

（4）前3号に掲げるもののほか、応急対策業務のために必要な事項

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる事項とする。

（1）公共施設等の電気設備等の復旧及び電気に係る事故防止措置

（2）前号に掲げるもののほか、公共施設等の電気設備機能の確保及び回復を図る上で必要な事項

（費用の負担）

第4条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害の直前における通常の価格を基準として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 魚津市釈迦堂1丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市上富居一丁目7番12号
富山県電気工事工業組合
理事長 杉 本 繁 機

11-55 災害時における応急対策業務に関する協定書

魚津市（以下「甲」という。）と一般社団法人 富山県構造物解体協会（以下「乙」という。）とは、魚津市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲と乙との応急対策業務の実施に関する事項を定め、市民の救護活動等を円滑に行うため、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設及び甲が指定する場所の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋りょう、鉄道、道路、港湾施設、その他の建築物及び工作物をいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（実施要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対し当該業務の実施を要請する。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去

（費用の負担）

第5条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（報告）

第6条 乙は、第4条に規定する解体撤去を実施した場合は、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負

傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により行うものとする。

（実施細目）

第 8 条 この協定を実施するため、協力体制や応急対策業務の実施等について、あらかじめ定めておくものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

2 協定期間の満了する 1 か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 28 年 11 月 16 日

甲 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

魚津市長 村 椿 晃

乙 富山市芝園町 1 丁目 7 番 6 号

一般社団法人富山県構造物解体協会

会 長 石 本 博

11-56 災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定

魚津市（以下「甲」という。）と魚津タクシー協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における情報の提供及び輸送業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、魚津市内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）に、乙から甲への情報提供、及び甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

（情報の提供）

第2条 乙は、災害時に応急対策が必要と思われる状況を発見した場合、従業員及びその家族の安全を確認の上、業務に支障をきたさない範囲で、甲へ情報の提供に努めるものとする。

（輸送業務の協力の要請）

第3条 甲は災害時において、乙に対して次に掲げる事項について輸送業務の協力を要請することができる。

- （1）応急対策を行うために必要な人員、要援護者の輸送業務
- （2）応急対策を行うために必要な物資の輸送業務

（輸送業務の協力の実施）

第4条 乙は、甲より前条に規定する要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務の協力を行うものとする。

（輸送業務の要請の方法）

第5条 甲は、第3条の規定により乙へ輸送業務の要請を行う場合、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（輸送業務の経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費は、輸送業務等が終了後、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議の上決定する。

（輸送業務の経費の支払い）

第7条 輸送業務に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、すみやかに費用を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も、乙が負うものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が第3条により要請された業務の実施に際し、掲示できるステッカー等を準備し、車両を緊急又は優先車両とわかるよう可能な範囲で支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

平成29年2月2日

甲 魚津市積迦堂1丁目10番1号

魚津市長 村 椿 晃

乙 魚津市本町2丁目14番28号

魚津タクシー協会

代 表 佐々木 祐 司

